

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた
6月19日以降の本学の対応・取組について

福島県における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が第2段階を迎えることを踏まえ、本学では、6月19日から7月9日（※政府、県が「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させるための移行期間の第2段階として示した日付）までの間、下記の対応・取組を進めていくこととします。

全ての教職員、学生においては、いまだ感染症が収束していないという「with コロナ」の状況の中、再び感染が拡大する可能性も十分にあることを念頭におき、改めて、本学の使命・役割を自覚し、「新しい生活様式」の定着に努めるとともに、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 県をまたいだ移動等にあたっては、移動先の感染者の発生状況等を確認するとともに、マスクの着用や「3つの密」を避けるなど感染防止対策を徹底し、慎重に行動すること。また、オンライン等の活用により移動の機会を減らすことにも積極的に取り組むこと。
- 2 業務に支障のない範囲で時差出勤、在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 3 本学が主催するイベントや集会等は、感染者発生時の参加者への対応（参加者の名簿作成等）も含めて適切な感染防止策を講じた上で、屋内・屋外とも1,000人以下、かつ屋内にあつては収容定員の半分以下の人数とすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保すること。（できるだけ2m以上）
- 4 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催が望ましいが、適切な感染防止策を講じた上で、上記3による開催も認めることとする。
- 5 学生の学内立入等については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。
- 6 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、万が一、感染が疑われる場合には、所属長及び帰国者・接触者相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 7 これまでクラスターが発生している業種の施設、場所へ外出する場合は、感染防止対策を徹底した上で、「3つの密」の回避に努めること。

令和2年6月19日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一